

福津市複合文化センター施設設備維持管理業務総括仕様書

1. 業務委託名 福津市複合文化センター施設設備維持管理業務

2. 場所 福津市複合文化センター

3. 業務内容 以下各仕様書のとおり

A. 清掃管理業務

B. 特定建築物環境衛生管理業務

C. 空調設備保守点検業務

D. 消防設備点検業務

E. 地下水水中ポンプ作動点検業務

F. 保安警備業務

G. 舞台機械操作保守点検管理業務（文化会館）

3. 事前承認

受託者は事前に当該業務の実施計画書を委託者に提出し、業務執行にあたっての承認を得ること。有資格業務に従事する者については、資格証明、履歴書を提示すること。異動の場合も同様とする。

4. 名簿等の提出

受託者は、従事者決定後、業務別の従事者名簿及び総括責任者等、業務分掌に関する事項を定め、文書で委託者に提出するものとする。

5. 従事者等の要件

(1) 統括責任者を1名配置すること。

(2) 従事者は施設の機械、設備及び業務内容を熟知し、最良の状態で業務を遂行するとともに、労働安全衛生法規定等に基づく安全確保を図り、事故防止に努めること。

(3) 従事者は、勤務時間中正規の服装を着用し名札を付け、衛生、風紀、言動に注意し、業務に専念すること。

(4) 委託者は、従事者が次の各号のいずれかに該当するときは、受託者にその従事者の交替を命ずることができる。

① 来館者に対し、不快の念を抱かしめるような言動又は行為があったとき。

② 疾病に罹患し、他に感染のおそれがあるか、又は業務に耐えないと判断したとき。

③ その他、委託者の指示に服せず、又ははなはだしく不穏当な言動、若しくは行為があったとき。

6. 設備・器物の取扱い

施設の機械設備及び備品、器物等は、毀損、破損等がないよう丁寧に取扱い最良な管理者の注意をもって業務を遂行すること。

7. 関連費用の負担

当該業務遂行に要する諸費用のうち、受託者が負担すべき費用は次のとおりとする。

(1) 事務用品及び消耗品

(2) 清掃に要する機械器具、清掃用品（洗剤、研磨剤、ウエス、消毒液等）

(3) 冷暖房機、受電配電設備等の保守点検に当然に必要な工具類

(4) 環境衛生管理業務に要する測定機器及び消耗品

8. 節電・節水等

委託者の負担となる電気、水道等の使用最小必要限度に止め、いたずらに消費することなく効率的な運用に努めること。

9. その他

- (1) 別紙の各業務仕様書は、業務の大要をなすものであり、仕様書に記載なき事項であっても業務上必要と認められるものについては、積極的に行うこと。
- (2) 以上の各項は、各業務全般に及ぶものであり、受託者は各業務部門の従事者指導にあつては遺憾のないよう十分留意すること。

A. 清掃管理業務仕様書

本仕様書は、作業の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたって必要な事項は、委託者の指示により実施するものとする。

1. 基本方針

- (1) 各施設の各材質の特性を十分検討の上、最適な清掃資材を使用する。
- (2) 従事者の厳選はもとより、日常の訓練にも留意して業務を行う。
- (3) 借用した鍵は慎重に取扱い、業務を遂行するために必要な時間と場所に限り使用する。
- (4) 用水、電力の使用については必要最小限にとどめ、特に照明は作業終了後ただちに消灯する。

2. 従事者

作業監督者及び営繕的作業が可能な責任者 1 名及び業務遂行上必要な人員を配置するとともに、責任者は作業中における事故及び建物備品等の損傷防止に注意させるものとする。

3. 清掃作業の種類

- (1) 日常清掃 毎日清掃、適宜清掃をいう。
- (2) 定期清掃 2 ヶ月に 1 回定期的に行う清掃をいう。
- (3) 特別清掃 年 1 回あるいは 2 回行う窓硝子清掃、カーペットクリーニング、防煙タレ壁、庇の清掃、グリストラップ清掃、ブラインド清掃をいう。

4. 作業時間

- (1) 日常清掃は、休館日、及び年末年始（12月28日から1月4日）を除く 9 時から 17 時までの間に実施する。ただし、協議のうえ委託者が認めた場合はこの限りではない。
- (2) 定期清掃は、原則として休館日に実施することとし、効率的な作業実施のため、作業要員を適正に配置すること。
- (3) 特別清掃は、休館日の中から、委託者と協議のうえ実施日を決定すること。

5. 清掃機械器具

- (1) 清掃作業に使用する機械器具、諸材料はすべて品質良好なもので委託者の検査をあらかじめ受けたものでなければならない。又それら一切は、受託者の負担とする。ただし、受託者が外部に委託する場合は、この限りではない。
- (2) トイレットペーパー、手洗い石鹸等は受託者の負担とする。

6. 作業範囲

- (1) 共用部分
文化会館、図書・歴史資料館（地上 1 階から 2 階まで）のエレベーター、エントランスホール、風除室、通路（廊下）、階段、湯沸室、便所等の床面、巾木、扉、紙屑入れ・リサイクルボックス等の配置備品、駐車場、外回りを作業対象とする。
- (2) 専用部分
地上 1 階から 2 階までの指定箇所の床面、巾木、扉、紙屑入れ・リサイクルボックス等の配置備品を作業対象とする。
- (3) 外装部分
地上 1 階から 2 階までの窓ガラス・庇・防煙タレ壁を作業対象とする。

※ 複合文化センターと一体化した施設（津屋崎行政センター、企業センター）については、市担当部署（市民課、地域振興課）と協議し、双方の合意が得られた場合、当該施設の清掃等業務を指定管理業務とは切り離し、別途委託契約書を取り交わしたうえで実施することができるものとする。

7. 作業計画及び実施報告

毎月の清掃実施予定表を前月末までに、作業週報は翌週初めまでに、作業月報は翌月初めまでに、作業月報は翌月初めまでに委託者へ提出しなければならない。

8. その他

- (1) 詳細な清掃内容については、下記「清掃作業基準表」による。

(2) ごみの集積場について

清掃ごみ、屑入のごみ等の回収したごみは、可燃ごみと資源ごみ（缶、ビンなど）に分別し所定の場所に集積する。

(3) 清掃管理に関連した業務

トイレの美観の維持、汚物の点検と回収、衛生管理用品の補充等を行う。

(4) 歴史資料館の清掃について

歴史資料館エリア作業時は、館の性質上、慎重に業務を行うとともに、市担当職員の指示に従うこと。

清掃作業基準表（文化会館①）

	清掃箇所	面積 (㎡)	床材質	区分	日常 清掃	定期 清掃	特別 清掃
1 階 部 分	風除室（玄関・勝手口）	36.0	磁器質タイル	A	1/日		
	エントランスホール	188.0	〃	A	1/日		
	E Vホール	9.0	〃	A	1/日		
	インフォメーション	12.0	〃	A	1/日		
	事務室・館長室	159.0	タイルカーペット	C	1/日		
	湯沸室、ロッカー室	7.0	ビニールタイル	B	1/日		
	ロッカー室	8.0	〃	B	1/日		
	リハーサル室	148.0	フローリング	B	1/日		
	ピアノ庫	22.0	ポリウレタン樹脂塗材	B			
	管理人室	10.0	ビニールタイル	B	1/日		
	休 憩 室	7.0	畳敷き	D	1/日		
	廊 下（4ヵ所）	280.0	タイルカーペット	C	1/日		
	ホワイエ	190.0	〃	C	1/日		
	階 段	39.0	〃	C	1/日		
	クローク	15.0	タイルカーペット	B	1/日		
	レストコーナー	40.0	タイルカーペット	C	1/日		
	前 室	20.0	〃	C	1/日		
	客 席	450.0	強化透明ビニールシート	B	1/2 日		
	出演者待機スペース	21.0	〃	B	1/日		
	舞 台	217.0	フローリング	B	1/日		
	舞台袖	240.0	ビニールシート	B	1/日		
	特別楽屋	14.0	タイルカーペット	C	1/日		
	〃 WC・洗面所	5.0	ビニールタイル	C	1/日		
	〃 シャワー室	2.0	磁器質タイル	A	1/日		
	シャワー室	5.0	〃	A	1/日		
	楽 屋 1・2	48.0	ビニールタイル	B	1/日		
	楽 屋 2（畳部分）	18.0	畳敷き	D	1/日		
	控 室	7.0	ビニールタイル	B	1/日		
	非常用出入口	6.0	磁器質タイル	A	1/日		
	男女ロッカー室	12.0	ビニールタイル	B	1/日		
	湯沸室（2箇所）	6.0	〃	B	1/日		
	W C（3箇所）	124.0	磁器質タイル	A	1/日		
	WC身障者用	4.0	ビニールシート	B	1/日		
2 階 部 分	エレベーターホール	40.0	タイルカーペット	B	1/日		
	中研修室	74.0	ビニールタイル	B	1/日		
	会議室	40.0	〃	B	1/日		
	調理室	86.0	ビニールシート	B	1/日		
	和室 踏み込み	10.0	ビニールタイル	B	1/日		
	和室 A B	102.0	畳敷き	D	1/日		
	広縁、水屋	38.0	板張り	A	1/日		
	大研修室	176.0	ビニールシート	B	1/日		
	映写室・前室	17.0	パンチカーペット	C	1/日		
	視聴覚室	80.0	タイルカーペット	C	1/日		
	展示ホール	216.0	タイルカーペット	C	1/日		
	廊下	244.0	ビニールシート	B	1/日		
	湯沸室（2箇所）	9.0	ビニールシート	B	1/日		
	WC（2箇所）	28.0	磁器質タイル	A	1/日		
	WC身障者用	4.0	ビニールシート	B	1/日		
	階 段	22.0	ビニールシート	B	1/日		
	階 段	16.0	モルタル	E	1/日		
	階 段	22.0	タイルカーペット	B	1/日		
	ロビー	88.0	〃	C	1/日		
	前 室	8.0	〃	C	1/日		
	親子室（母子室）	13.0	〃	C	1/日		

	授乳室		ビニールシート	C	1/日		
全館	全館					6/年	2/年

清掃作業基準表（参考：津屋崎行政センター）

	清掃箇所	面積(㎡)	床材質	区分	日常 清掃	定期 清掃	特別 清掃
津 屋 崎 行 政 セ ン タ ー	風 除 室	12.0	磁器質タイル	A	1/日		
	ロビー	42.0	〃	A	1/日		
	事 務 室	62.0	タイルカーペット	C	1/日		
	湯沸室	3.0	ビニールシート	B	1/日		
	大会議室	112.0	〃	B	1/日		
	中会議室	44.0	〃	B	1/日		
	和室	47.0	畳敷き	D	1/日		
	風 除 室	4.0	磁器質タイル	A	1/日		
	WC外	34.0	〃	A	1/日		
	身障者WC	4.0	ビニールシート	B	1/日		
	廊下	42.0	〃	B	1/日		
	全館					6/年	2/年

①文化会館計

	A：床洗浄（水拭き）	448.0			
	B：床ワックス塗布	1942.0			
	C：その他（カーペット）	1169.0			
	D：その他（畳）	127.0			
	E：その他（モルタル）	16.0			
	ガラス部分	1035.0			

清掃作業基準表（図書歴史資料館②）

	清掃箇所	面積(㎡)	床 材	区 分	日常 清掃	定期 清掃	特別 清掃
1階 (歴史資料館 カフェコーナー フリースペース 事務室外)	風除室 1	28.0	300角磁器質タイル	A	1/日		
	メインエントランスホール	39.4	タイルカーペット	C	1/日		
	案内カウンター	8.2	タイルカーペット	C	1/日		
	カフェカウンター	13.8	長尺塩ビシート	B	1/日		
	フリースペース	195.0	タイルカーペット	C	1/日		
	世界遺産展示室	38.0	タイルカーペット	C	1/日		
	歴史資料室	38.0	タイルカーペット	C	1/日		
	歴史資料保管庫	17.7	長尺塩ビシート	B	1/日		
	特別展示室（小）	19.9	タイルカーペット	C	1/2日		
	特別展示室（大）	30.0	タイルカーペット	C	1/日		
	倉庫 1	10.6	長尺塩ビシート	B	1/2日		
	廊下外全体スペース	428.7	タイルカーペット	C	1/日		
	大階段	26.7	カーペット	C	1/日		
	風除室 2	22.0	300角磁器質タイル	A	1/日		
	エントランスホール	41.7	タイルカーペット	C	1/日		
	事務室	33.4	タイルカーペット	C	1/日		
	打合せスペース	14.9	タイルカーペット	C	1/日		
	休憩室	9.4	タイルカーペット	C	1/日		
	学芸員室・調査室	9.4	タイルカーペット	C	1/日		
	収蔵庫	29.0	長尺塩ビシート	B	1/2日		
	整理室	55.5	タイルカーペット	C	1/2日		
	収蔵庫前室	11.8	タイルカーペット	C	1/日		
	閉架書庫	43.8	長尺塩ビシート	B	1/2日		
	給湯室	3.8	長尺塩ビシート	B	1/日		
	多目的トイレ	5.7	長尺塩ビシート	B	1/日		
	男子トイレ	5.7	長尺塩ビシート	B	1/日		
	女子トイレ	6.6	長尺塩ビシート	B	1/日		
	倉庫 2	3.7	長尺塩ビシート	B	1/2日		
	倉庫 3	16.7	長尺塩ビシート	B	1/2日		
	全館					6/年	2/年

	作 業 場 所	面積 (㎡)	床 材	区分	日常 清掃	定期 清掃	特別 清掃
2階 図書館外	ホール	39.9	タイルカーペット	C	1/日		
	図書スペース	27.0	タイルカーペット	C	1/日		
	学習室	47.3	タイルカーペット	C	1/日		
	A Vブース	14.2	タイルカーペット	C	1/日		
	バックヤード	6.4	タイルカーペット	C	1/日		
	多目的室	33.5	タイルカーペット	C	1/日		
	親子読書室	38.2	タイルカーペット	C	1/日		
	子育て室	18.0	タイルカーペット	C	1/日		
	作業室	12.7	タイルカーペット	C	1/日		
	親子トイレ 1・2	6.6	長尺塩ビシート	B	1/日		
	授乳室	4.1	長尺塩ビシート	B	1/日		
	男子トイレ	6.9	長尺塩ビシート	B	1/日		
	女子トイレ	11.7	長尺塩ビシート	B	1/日		
	多目的トイレ	4.3	長尺塩ビシート	B	1/日		
	S K室	2.4	長尺塩ビシート	B	1/日		
	倉庫 1	12.3	長尺塩ビシート	B	1/日		
	設備室	2.7	長尺塩ビシート	B	1/2日		
	廊下外全体スペース	714.7	タイルカーペット	C	1/2日		
	全館					6/年	2/年

清掃作業基準表（参考：3階企業センター）

	作 業 場 所	面積 (㎡)	材 質	区分	日常 清掃	定期 清掃	特別 清掃
企 業 セ ン タ ー	貸事務所 1	35.9	タイルカーペット	C	1/日		
	貸事務所 2	35.9	タイルカーペット	C	1/日		
	貸事務所 3	35.9	タイルカーペット	C	1/日		
	貸事務所 4	33.6	タイルカーペット	C	1/日		
	貸事務所 5	42.5	タイルカーペット	C	1/日		
	大会議室	102.0	長尺塩ビシート	B	1/日		
	中会議室	72.1	長尺塩ビシート	B	1/日		
	小会議室	36.1	長尺塩ビシート	B	1/日		
	ロビー・廊下	132.5	長尺塩ビシート	B	1/日		
	屋内バルコニー（※）	34.2	タイルカーペット	C	1/日		
	全館					6/年	2/年

※屋内バルコニーは東西2か所

②図書・歴史資料館計

	A：床洗浄（水拭き）	50.0			
	B：床ワックス塗布	208.1			
	C：その他（カーペット）	1951.9			
	D：その他（畳）				
	E：その他（モルタル）				

	ガラス部分	604.0			
--	-------	-------	--	--	--

①+②複合文化センター計

	A：床洗浄（水拭き）	498.0			
	B：床ワックス塗布	2150.1			
	C：その他（カーペット）	3120.9			
	D：その他（畳）	127.0			
	E：その他（モルタル）	16.0			

	ガラス部分	—			
--	-------	---	--	--	--

※合計面積は津屋崎行政センター、企業センターの面積を除いた数。

※図書歴史資料館の面積は、各部屋・各パーツの延床面積であり、実際の清掃面積とは異なる。

※グリストラップの仕様は下記のとおり。

容量：0.72㎡

基数：1

配管：15.0㎡

B. 特定建築物環境衛生管理業務仕様書

本仕様書は、作業の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年4月14日法律第20号以下「法」という。）及び関係法令で定められているものについては、それらの実務を実施しなければならない。

●業務要員

業務要員は次のとおりとする。但し、非常勤とする。

- ・建築物環境衛生管理技術者 1 名
- ・厚生労働大臣の指定した者（作業実施する者） 若干名

●業務内容

1. 技術管理及び作業実施内容

技術管理は、法第4条（建築物環境衛生管理基準）により定められた基準に適合するように維持管理しなければならない。

（1）空気環境測定

空気環境測定は、2ヶ月以内ごとに1回（1日2回、始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点）各階ポイント、全体ポイントにおいて定期的に行い、同法施行令第2条の1項の基準に適合するよう維持管理するものとする。

①測定点の選定

- （ア）各階ごとに2カ所、居室中央部を選定すること。
- （イ）測定位置は、床上75cmから120cmの間で必ず一定した高さで測定すること。
- （ウ）測定時には、必ず外気取入口に近い位置で外気を同時に測定すること。
- （エ）測定時には、在室人員数もあわせて調整すること。
- ※以上についての測定方法は、同法施行規則第3条による別表1の測定器を使用すること。

②測定数値と同法施行令第2条第1項第1号のイの表（別表2）との照合

- （ア）浮遊粉じん量、CO、CO₂の含有率については、1日の使用時間の平均値をとり、同表と照合し基準に適合するよう空気を浄化し供給すること。
- （イ）温度、相対湿度、気流については、それぞれの測定値を同表と照合し基準に適合するようその温度又は流量を調整して供給すること。

（2）給水の管理

①貯水槽の清掃・点検等

- 貯水槽の清掃を行い、水道法第4条の水質基準に適合するよう水を供給しなければならない。
- （ア）槽内の沈積物質、浮遊物質及び壁面等の付着物質等の除去を行うこと。
- （イ）槽周辺の清掃及び貯水槽への異物侵入防止の点検、整備を行うこと。
- （ウ）付属設備機器の点検、整備を行うこと。
- （エ）清掃後、槽内の消毒を行うこと。
- （オ）壁面の防水効果を点検すること。
- （カ）作業については、衛生的に行うこと。

②飲料水の検査

（ア）遊離残留塩素の浮遊率

飲料水を供給するため、給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の浮遊率を百万分の0.1（結合残留塩素の場合は、百万分の0.4）以上に保持するように水質検査を適宜行うこと。

（イ）測定間隔

- a. 遊離残留塩素測定 7日以内1回
- a. 施行令第2条第2号イの水質検査 6月以内1回
- b. 貯水槽の清掃後の水質検査 1年1回

（3）ねずみ、昆虫等の防除

ねずみ、昆虫等の防除は適切な方法により、発生及び侵入の防止並びに駆除を統一的に行うこ

と。(それぞれ年2回)

(4) 業務の確認

業務実施後、関係書類を作成し、ただちに甲の確認を受けるものとする。

2. 業務実施計画報告等

(1) ビル管理法に基づく備付け帳簿書類

別紙一覧表の関係書類を作成保存しなければならない。

(2) 建築物環境衛生管理業務計画表(年間計画、別紙) 甲の示す年間計画表に基づき、契約時に上記(1)の関係書類を提出するものとする。

(注) 関係書類 / 別紙一表の1号、4号、6号、8号等

(3) 建築物環境衛生管理業務計画表(月報)

計画表(月報)を前月10日前までに提出すること。

(4) 建築物環境衛生管理業務実施表(月報)

業務実施後、確認を受けたそれぞれの関係書類を添付のうえ翌月初めに月報を提出するものとする。

(注) 関係書類/別紙一覧表中の2号、3号、5号、7号、9号

3. 関係官庁報告等業務

(1) 関係官庁への報告届等作成事務を行うこと。

(2) 関係官庁の立入検査立会、報告事務を行うこと。

別表1

浮遊粉じんの量	グラスファイバー紙(0.3ミクロンのステアリン酸粒子を99%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10ミクロン以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の指定した者により当該機器を標準として較正された機器
一酸化炭素の含有率	検知管方式による一酸化炭素検定器
炭酸ガスの含有率	検知管方式による炭酸ガス検定器
温度	0.5度目盛の温度計
相対湿度	0.5度目盛の乾湿球温度計
気流	0.2メートル毎秒以上の気流を測定することができる風速計
ホルムアルデヒドの量	2・4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器

別表2

浮遊粉じんの量	空気1立方メートルにつき0.15ミリグラム以下
一酸化炭素の含有率	100万分の10(厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値)以下
炭酸ガスの含有率	100万分の1000以下
温度	① 17度以上28度以下 ② 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
相対湿度	40%以上70%以下
気流	0.5メートル毎秒以下
ホルムアルデヒドの量	空気1立方メートルにつき0.1ミリグラム以下

『ビル管理法』に基づく備付け帳簿書類一覧表

維持管理に関する帳簿書類	帳 簿 書 類	内 容	保 存 期 間
	1号) 空気環境等の測定記録	環境衛生管理基準による室内空気の測定記録	5年間
	2号) 給排水設備の整備計画表	年間の点検・整備の計画	5年間
	3号) 給排水設備の設備記録	点検・整備の記録、水質検査結果の記録 残留塩素の測定記録	5年間
	4号) 清掃（廃棄物処理を含む） 実施計画表	日常及び定期清掃計画 並びに廃棄物処理計画	5年間
	5号) 清掃（廃棄物を含む）記録	上記の実施記録	5年間
	6号) ねずみ・昆虫等の防除計画表	種別による年間防除計画	5年間
	7号) ねずみ・昆虫等の防除記録	上記の実施記録並びに生存状況点検記録	5年間
	その他維持管理に関し必要な書類		5年間

●環境測定業務仕様書

(1) 空気環境測定

①測定内容及び機器

No.	内 容	基 準 値	測 定 機 器
1	温 度	17℃ ～ 28℃	アスマン通風乾温計
2	相対湿度	40% ～ 70%	アスマン通風乾湿計
3	気 流	0.5m/ACC以下	微風速計
4	炭酸ガス	1,000ppm以下	北川式炭酸ガス検知器
5	一酸化炭素	10ppm以下	北川式一酸化炭素検知器
6	浮遊粉塵量	0.5mg/m ³ 以下	デジタル粉塵計

②測定方法 / 始業後から中間時及び中間時から終業前の適切な2時点

③測定点数

区 分	基本測定量	延床面積	ポイント数
文化会館	500m ²	5,298m ²	11ポイント
図書・歴史資料館	500m ²	2,940m ²	6ポイント

※建物面積は、津屋崎行政センター、3階企業センターを含んだ数値。

④測定期間 2カ月以内に1回実施

(2) 貯水槽清掃

①法令等の適用

水道法第34条の2ならびに、ビル管理法第4条第1項等に基づき清掃業務をする。

②受水槽、高置水槽清掃仕様

- イ. 水槽内部貯水清掃仕様 残水処理機圧力2000mm/AQ
 ロ. 〃 洗 浄 高圧洗浄機圧力40kg/cm²
 ハ. 〃 消毒殺菌 次亜塩素酸ソーダ50ppm濃度
 ニ. 〃 水質検査 3回/年
 全項目検査（水道法第4条に掲げる26項目、主に公的機関で実施）
 ホ. 〃 残留塩素測定 1回/7日

③回数

項目	回 数
受水槽、高置水槽清掃	1回/年
水質検査	3回/年
残留塩素測定	1回/7日

④貯水槽の種類

区分	種類	設置場所	型式	槽数	容量	材質
文化会館	受 水 槽	機械室		1	有効 12.0m ³	FRP
	高置水槽	搭 屋		1	有効 4.5m ³	FRP
図書・歴史資料館	受 水 槽	機械室		1	有効 10.0m ³	FRP
	高置水槽	搭 屋		1	有効 3.0m ³	FRP

⑤清掃の手順

1. 作業にあたっては衛生的に行うこと。（作業者は貯水槽専用の作業衣、長靴にかえ槽内に入る前に消毒する。）
2. 槽内の排水作業
3. 清掃前の写真撮影と遊離残留塩素測定。
4. 金属部分の発錆、槽内壁面および床面の防水効果等、槽内点検を行う。
5. 槽内の沈殿物、浮遊物および壁面の付着物等の除去を行う。
6. 槽内の沈殿物、残水を排水する。
7. 高圧洗浄機で壁面、床面、パイプ等の洗浄、消毒を行う。（次亜塩素酸ソーダ溶液50～100ppm）
8. 再度水洗いを行い、完全に排水する。
9. 清掃後の写真撮影
10. 槽内消毒および水張り。
11. 附属設備機器の点検、調整（揚水ポンプ、弁類など）
12. 清掃後の遊離残留塩素測定。
13. 水槽周辺の清掃及び異物侵入などの点検。

⑥水槽の清掃方法

FRP製水槽

汚れ、付着物などを水洗いした後、さらにブラシで汚れを落としウエスで拭き取る。汚れの状況によっては、洗剤（食品添加物認可品）にて洗浄する。なお、壁面が破損しやすいので清掃用機材の選択と取り扱いに留意する。

⑦作業資格

1. 都道府県知事への貯水槽清掃事業登録業者であること。
（ビル管理法第12条の2第1項）
2. 作業責任者は、建築物環境衛生管理技術者が行い、指示監督をする。
3. 作業者は、常に健康に留意するとともに、3ヵ月毎に検便（細菌検査）を受けた者であること。なお、健康状態の不良の者は、作業に従事させない。

⑧報告書の提出

作業終了後、清掃実施年月日、実施社名、作業内容、点検及び補修状況、使用消毒

薬剤名などの必要事項を記載し、写真とともに報告書を提出する。

(3) 害虫駆除

①駆除害虫名及び内容

	害 虫 名	使用薬品	機器
イ	ゴキブリ、蚊、ハエ、ダニ、ノミ	S N P 乳剤	残留噴霧器
ロ	ネズミ	エントックス、ナラマイシン	散粉器

②回数

イ、ロともに2回／年

●ねずみ・害虫駆除業務仕様書

(1) 概要

下記の要領により建物内外へ薬剤の処理を実施し、建物内に害虫、そ族類の棲息を防止する。

①対象種別

ゴキブリ、ハエ、蚊、その他の衛生害虫、そ族類

②対象箇所及び方法

(ア) 害虫類の防除

＊有機リン剤10%乳剤を水にて5～10倍に希釈し、加圧式噴霧器により1㎡につき50cc（平均）を施設全般に散布する。特に害虫の発生棲息箇所は、重点的に散布し、即効的効果をあげることに。

＊ 厨房・湯沸室・集塵室等特に害虫発生源となる場所は、ピレスロイド系剤（ニクスミン）をULV又はスプレーで処理する。

(イ) そ族類の防除

＊庁舎全般的ねずみの動向、棲息、侵入の状態を調べ、それに基づいて殺そ剤（クマリン系）を建物内外に配置し喫食させる。

前回の結果、残在したねずみの有無を確認し、未だ生存するねずみが認められた場合、殺そ剤の補充・点検・交換・設置変更等を行い生存するねずみがなくなるまで作業を続行し、いなくなった時点で1回のそ族防除終了とする。

＊厨房・湯沸室・集塵室・建物出入口付近等ねずみの棲息、侵入しやすい場所へ防そ忌避剤（ナラマイシン・シクロヘキシミド）乳剤または粉剤を1㎡につき80g（平均）を散布し、ねずみの生息・侵入を防止する。

③作業日

原則として閉庁日に作業し、事前に庁舎責任者及び建築物環境衛生管理技術者と打ち合わせを行い、円滑な業務の遂行を行う。作業は、年2回実施する。

④器具及び薬剤

業務に使用する器具等については、一流メーカーの品質良好なもので検査に合格したものであり、使用薬剤は厚生労働省認可のもので悪臭のないものを使用すること。

⑤報告

業務実施にあたっては、監督者の指示に従い作業実施完了後効果を確認し、関係者（庁舎責任者、建築物環境衛生管理技術者）に業務完了報告書を提出すること。

C. 空調設備保守点検業務仕様書

本仕様書は、シーズンインの時、シーズン中及びシーズンオフの時の検査整備並びに調整の作業内容を定めたものである。本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたって必要な事項は、委託者の指示により実施するものとする。

1. 対象機器及び点検回数

対象機器：「空調設備保守点検基準表」のとおり。

点検回数：各機器、年間2回とする。

空調設備保守点検基準表			(①文化会館)
機器名称	仕様等	台数	設置場所
【空調機】			
チラー	空気熱源ヒートポンプチリングユニット	1	屋外
冷温水1次ポンプ		1	
空気調和器	システムエアハンドリングユニット（ホール系統）	1	B1 階機械室
パッケージ エアコン	天井埋込ダクト型	24	1 階事務室他
	天井カセット型	49	1 階廊下 2 階大研修室 3 階音響室他
	天井吊型	10	1 階楽屋 2 階和室他
	壁掛型	4	1 階リハーサル室
ビル用 マルチエアコン	天井埋込ダクト型	12	2・3 階舞台
ルームエアコン	壁掛型	7	1 階警備室 3 階調光室他
住宅設備用 エアコン	天井埋込	1	2 階授乳室
全熱交換器	天井隠ぺい	12	1 階事務生 2 階和室等
【空調自動制御装置】			
中央監視盤装置（SAVI システム）		1 式	
空調機廻り制御		1 式	
熱源冷温水廻り制御		1 式	
※ 冷温水の防錆剤は別途、購入するものとする。			

空調設備保守点検基準表			(②図書歴史資料館)
機器名称	仕様等	台数	設置場所
空冷ヒートポンプ エアコン	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	2	歴史資料室
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	4	歴史資料室
空冷ヒートポンプ エアコン	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	9	フリースペース
空冷ヒートポンプ エアコン	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	2	歴史資料室
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	展示室
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	歴史資料室
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	保管庫

空冷ヒートポンプ エアコン	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	1	歴史資料室
	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	1	調査室
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	2	事務室
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	1	休憩室
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	1	会議室
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	2	収蔵庫
	室内機 天井カセット型 1 方向吹出	2	閉架書庫
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	2	エントランスホール
空冷ヒートポンプ エアコン	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	9	図書スペース
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	作業室
空冷ヒートポンプ エアコン	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	4	図書スペース
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	子育て室
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	親子読書室
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	4	図書スペース
空冷ヒートポンプ エアコン	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	4	図書スペース
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	2	学習室
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	A V コーナー
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	3	図書スペース
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	1	図書スペース
空冷ヒートポンプ エアコン	室外機	1	屋外
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	4	図書スペース
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	1	バックヤード
	室内機 天井カセット型 4 方向吹出	1	多目的室
	室内機 天井カセット型 2 方向吹出	3	図書スペース
	室内機 壁掛型	1	授乳室
空冷ヒートポンプエ アコン (中温用)	天井露出型	1	収蔵庫
空冷ヒートポンプエ アコン (シングル)	天井カセット型 4 方向吹出	1	特別展示室 2
空冷ヒートポンプエ アコン (シングル)	天井カセット型 4 方向吹出	1	特別展示室 1
空冷ヒートポンプエ アコン (シングル)	床置型	1	ロビー
外気処理エアコン	室外機	1	屋外
	室内機	1	エネルギー棟
外気処理エアコン	室外機	1	屋外
	室内機	1	機械室
集中管理リモコン	タッチパネル方式	1	事務室

2. 作業実施要領

下記 (1) ～ (6) の実施要領に基づき、保守作業を行うものとする。

(1) 空冷式ヒートポンプ型チリングユニット

① 冷房イン、暖房インの保守作業実施要領

- (ア) 電気配線、電装品の点検
- (イ) 機器内電動機、配線の絶縁試験
- (ウ) ガス漏れ試験
- (エ) 冷媒配管、機器及び操作弁の点検

- (オ) 冷温水配管系統の切替え及び冷温水ポンプの点検
- (カ) 送風機の点検、調整
- (キ) 保安リレーの作動試験及び計器のチェック
- (ク) 本体フレーム、外板及びその他のネジ緩み締め付け
- (ケ) 装置、その他各部の発錆状況の点検
- (コ) 運転状況の点検及び計測
- (サ) 電圧、電流、運転圧力、注油、温度調節器、流水リレー、膨張弁
- (シ) アンローダー作動、異常音、冷温水出入り口水温等

②下記の作業は保守作業実施範囲外とし、希望により実費で実施する

- (ア) 破損又は消耗部品、冷媒及び冷凍機油
- (イ) 圧縮機の分解整備及び取替
- (ウ) チラー本体、ポンプ等の全分解整備、清掃及び塗装等
- (エ) 空気熱交換器、冷却器の清掃及び洗浄
- (オ) 操作の誤り又は取り扱い不良に起因する故障の修理
- (カ) その他、記載事項以外に特に希望の事項

(2) 空冷式ヒートポンプパッケージ型空調機

①冷房イン、暖房インの保守作業実施要領

- (ア) 電気配線、電装品の点検
- (イ) 機器内電動機、配線の絶縁試験
- (ウ) ガス漏れ試験
- (エ) 空気熱交換器の点検
- (オ) 冷媒配管、機器及び操作弁の点検
- (カ) 送風機の点検、調整
- (キ) 本体フレーム、外板及びその他のネジ緩み締め付け
- (ク) 装置、その他各部の発錆状況の点検
- (ケ) 機器本体、フィルターの清掃
- (コ) 運転状況の点検及び計測
- (サ) 電流、冷媒温度、異常音、空気吸い込み口及び吹き出し口温度等

②下記の作業は保守作業実施範囲外とし、希望により実費で実施する

- (ア) 破損又は消耗部品、冷媒及び冷凍機油
- (イ) 機械の分解整備及び取替
- (ウ) パッケージ本体、室外ユニット、電動機等の全分解整備及び取替等
- (エ) 塗装補修、全塗装
- (オ) 空気熱交換器の洗浄
- (カ) 断熱個所の冷媒配管修理
- (キ) 操作の誤り又は取り扱い不良に起因する故障の修理
- (ク) その他、記載事項以外に特に希望の事項

(3) エアーハンドリングユニット

①保守作業実施要領

- (ア) 電気配線、電装品の点検
- (イ) ドレンパン、ドレン配管の点検
- (ウ) 機器内電動機、配線の絶縁試験
- (エ) 本体フレーム、外板及びその他のネジ緩み締め付け
- (オ) 配管のバルブ切替
- (カ) エアー抜き
- (キ) 装置、その他各部の発錆状況の点検
- (ク) 送風機の点検、給油及び調整
- (ケ) 機器本体、フィルターの清掃
- (コ) 運転状況の点検及び計測

(サ) 電圧、電流、異常音、その他関連部分等

②下記の作業は保守作業実施範囲外とし、希望により実費で実施する

- (ア) 破損又は消耗部品
- (イ) 保温、本体の取替え
- (ウ) 塗装、保温の補修
- (エ) 送風部分の全分解修理
- (オ) 空気熱交換器ファンの洗浄
- (カ) 操作の誤り又は取り扱い不良に起因する故障の修理
- (キ) その他、記載事項以外に特に希望の事項

(4) ファンコイルユニット

①保守作業実施要領

- (ア) 本体フレーム、外板及びその他のネジ緩み締め付け
- (イ) エアー抜き
- (ウ) 機器本体、フィルターの清掃
- (エ) 装置、その他各部の発錆状況の点検
- (オ) 運転状況の点検及び計画
- (カ) 異常音、空気吸い込み口及び吹き出し口温度、その他関連部分等

②下記の作業は保守作業実施範囲外とし、希望により実費で実施する

- (ア) 破損又は消耗部品
- (イ) 保温、本体の取替え
- (ウ) 塗装、保温の補修
- (エ) 空気熱交換器の洗浄
- (オ) 操作の誤り又は取り扱い不良に起因する故障の修理
- (カ) その他、記載事項以外に特に希望の事項

(5) 空調自動制御装置

①電気式調節器の保守作業実施要領

- (ア) 外観目視点検
- (イ) 取り付け部、端子部の増締め点検
- (ウ) 単体作動チェック
- (エ) 内、外部清掃
- (オ) 総合関連作動調整

②電子式温湿度検出器の保守作業実施要領

- (ア) 外観目視点検
- (イ) 取り付け部、端子部の増締め点検
- (ウ) 内、外部清掃
- (エ) 実測定による誤差チェック

③電子式調節器の保守作業実施要領

- (ア) 外観目視点検
- (イ) 取り付け部、端子部の増締め点検
- (ウ) 内、外部清掃
- (エ) 標準器による校正
- (オ) 比例帯、動作すき間の調整
- (カ) ループ結合による総合関連作動の調整

④監視用温度検出の保守作業実施要領

- (ア) 外観目視点検
- (イ) 取り付け部、端子部の増締め点検
- (ウ) 内、外部清掃
- (エ) 発信、信号の誤差チェック

⑤電気式補助機器の保守作業実施要領

- (ア) 外観目視点検
- (イ) 取り付け部、端子部の増締め点検
- (ウ) 内、外部清掃
- (エ) 標準器による校正
- (オ) 調整器との結合による作動テスト
- ⑥電動操作器の保守作業実施要領
 - (ア) 外観目視点検
 - (イ) 取り付け部、端子部の増締め点検
 - (ウ) 外部清掃
 - (エ) バランシングリレー接点の清掃及び調整
 - (オ) ポテンションメーター接点、接触圧の清掃及び調整
 - (カ) リンケージストロークの調整
- ⑦電磁、電動弁及び本体の保守作業実施要領
 - (ア) 外観目視点検
 - (イ) 弁グランドよりの曳水チェック及び増締め点検
 - (ウ) 通水による異常音及び振動のチェック
- ⑧その他、補助機器の保守作業実施要領
 - (ア) 外観目視点検
 - (イ) 取り付け部、端子部の増締め点検
 - (ウ) 外部清掃

(6) ポンプ

- ①渦巻きポンプの保守点検作業実施要領
 - (ア) シール部の点検
 - (イ) カップリングの点検
 - (ウ) カップリングの芯の点検
 - (エ) ドレンパイプの点検
 - (オ) 圧力計の点検
 - (カ) モーター絶縁測定
 - (キ) 運転電流の測定、電圧の測定
- ②下記の作業は保守作業実施範囲外とし、希望により実費で実施する
 - (ア) ポンプオーバーホール
 - (イ) 破損又は消耗部品
 - (ウ) 塗装及び本体取替え作業
 - (エ) 操作の誤り又は取り扱い不良に起因する故障の修理
 - (オ) その他、本保守作業実施要領に記載無き事項

D. 消防設備点検業務仕様書

本仕様書は、作業の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたって必要な事項は、委託者の指示により実施するものとする。

1. 法令条令等の適用

消防法、同施行令、同規則並びに関連法条例等に基づき点検業務を実施する。

2. 作業員の資格

消防用設備等点検作業者は消防法に基づく消防設備士又は消防設備等点検資格者によって作業するものとする。

3. 点検業務の範囲

- | | |
|----------------|---------------|
| 1. 自動火災報知設備 | 7. 屋内（外）消火栓設備 |
| 2. 非常警報（放送）設備 | 8. 消火器 |
| 3. 誘導灯設備及び誘導標識 | 9. 動力消防ポンプ設備 |
| 4. 排煙設備 | 10. 非常電源（蓄電池） |
| 5. 避難器具 | 11. 消防用水 |
| 6. 配線 | |

（建築基準法によるもの）

1. 防火戸設備 / ①防火シャッター ②防火扉 ③防火ダンパー ④防煙垂れ壁

2. 非常照明設備

4. 点検業務作業の内容及び方法

（1）内 容

点検とは、作動点検外観点検、機能点検又は総合点検により、消防用設備等が、消防法第17条（平成16年6月9日法律第84号）の技術上の基準に適合しているかどうかを、消防用設備等の点検の基準に基づいて確認すること。

その結果、不良がなかったものについては、元どおり復元し、不良が発見されたものについては、総ての不良内容を明らかにした上で、点検表に、必要事項を完全に記入するまでの作業をいう。

（2）方 法

①機械点検

（ア）消防用設備等に付置される非常電源（自家発電設備に限る）又は動力消防ポンプの正常な作動を、消防用設備等の種類に応じ消防法で定める基準に従い確認すること。

（イ）消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無、その他主として外観から判断できる事項を消防用設備等の種類に応じ消防法に定める基準に従い確認すること。

（ウ）消防用設備等の機能について外観から又は簡易な操作により判断できる事項を消防用設備等の種類に応じ消防法で定める基準に従い確認すること。

②総合点検

消防用設備の全部もしくは一部を作動させ又は当該消防用設備を使用することにより当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類に応じ消防法に定める基準に従い確認すること。

③防火対象物点検

防火管理の状況、消防用設備等の設置等火災予防上必要な事項について、法令等で定める基準に従い確認すること。

（3）点検期間

消 防 用 設 備 等 の 種 類	点 検 の 内 容	点検期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、消防用水、屋内消火栓設	外 観 点 検 機 能 点 検	6 月 毎

備、自動火災報知設備、非常警報器具及び設備、防排煙設備 ガス漏れ火災報知設備、防火扉、防火ダンパー、非常証明設備		総 合 点 検	1 年毎
動力消防ポンプ設備		機 器 点 検	6 月毎
		総 合 点 検	1 年毎
非常電源	バッテリー設備	機 器 点 検	6 月毎
		総 合 点 検	1 年毎
	自家発電設備	機 器 点 検	6 月毎
		総 合 点 検	1 年毎
配 線		総 合 点 検	1 年毎
防 火 対 象 物		防火対象物点検	1 年毎

(4) 軽微な補修及び調整

消防用設備点検実施において配線又は機器等の軽微な補修又は調整を要する場合は、係員の指示によって消防法第17条の技術基準並びに同報に定める点検基準に適合するように適切な補修又は調整を行なうものとする。

・消防用設備の内容

・消火器	60個	(文化会館 37	図書・歴史資料館 23)
・屋内消火栓設備	22個	(文化会館 15	図書・歴史資料館 7)
・自動火災報知設備			
熱感知器 差動式スポット型	238個	(文化会館132	図書・歴史資料館106)
定温式スポット型	14個	(文化会館 11	図書・歴史資料館 3)
煙感知器 光電式	154個	(文化会館 98	図書・歴史資料館 56)
地区音響装置	22個	(文化会館 15	図書・歴史資料館 7)
発信機	15機	(文化会館 1	図書・歴史資料館 ー)
・誘導灯及誘導標識	128個	(文化会館101	図書・歴史資料館 27)

・防煙設備 (箇所別設置数)

区 分		光電式	イオン化式	防火戸	シャッター	ダンパー
文化会館	1階 舞台裏防火戸	2		1		
	1階 廊下防火戸	2		1		
	2階 廊下防火戸	2		2		
	2階 渡り廊下防火戸	2		1		
	2階 展示ホールシャッター	2			1	
	3階 映写室シャッター	2			1	
図書・資料館	2階 中央階段防火戸	1		1		
	北側階段防火戸	1		1	1	
	3階 中央階段防火戸	1			2	
	北階段防火戸	1		1	1	
	防火ダンパー	5				1

5. 関係書類の提出

点検業務にあたっては、あらかじめ係員と十分打ち合わせの上、実施計画表を提出し、係員の承諾を受けた後実施するものとする。

点検業務終了後は消防庁告示第14号に定める点検様式に正確に記録し、当該建物管理者へ提出するとともに細部について報告するものとする。

6. 非常用電源の仕様について

(1) 非常用電源（自家発電設備）仕様書

名称	福津市複合文化センター非常電源	設置場所	文化会館
種類	非常電源（自家発電設備）		
原動機型式	6D16-T	発電機型式	PG-155
原動機メーカー	三菱自動車(株)	発電機メーカー	三菱電機(株)
出力／電圧／電流	275KVA／440V／722A	周波数／極数／回転数	66Hz／4極／1800r.p.m
力率／相線	80％／3相3線	定格／重量	3950kg（乾燥重量）

(2) 非常用電源（蓄電池設備）仕様書

名称	福津市複合文化センター非常電源	設置場所	文化会館
条件名	非常電源（蓄電池設備）		
蓄電池型式	HS-100E	充電設備型式	
蓄電池メーカー名	ジーエス・ユアサ	充電設備メーカー名	
総電圧	24.13V	充電電圧	24.13V
セル電圧	13.22～13.26V	均等充電電圧	13.22～13.26V

E. 地下水水中ポンプ作動点検業務仕様書

本仕様書は、作業の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたって必要な事項は、委託者の指示により実施するものとする。

1. 対象機器

名称：揚水ポンプ（上水用）

仕様：多段渦巻型 50φ×1700／min×34mH 4Pモーター付

電力：3.7kW・3φ・2020V

台数：2台

設置場所：地階機械室

2. 点検方法

対象機器について、年2回の作動点検を行う。

F. 保安警備業務仕様書

本仕様書は、作業の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたって必要な事項は、委託者の指示により実施するものとする。

1. 勤務を要する日及び勤務時間

文化会館開館日 原則 17 時 00 分から 22 時 00 分まで

2. 業務場所

文化会館及び敷地内駐車場及び施設周辺

3. 警備業務内容

警備員は、次の各号に掲げる業務を行ない、必要に応じて業務日誌に記載するものとする。

(1) 夜間の貸館業務

17 時 00 分～閉館時間までの施設の貸館業務（各部屋の鍵等の管理及び受け渡し、空調使用時の運転管理、使用備品の確認等）

(2) 出入管理業務

- ①夜間電話受付と連絡
- ②不法侵入、挙動不審者の発見防止
- ③時間外出入者、出退社の記録と管理
- ④拾得物、郵便物の授受管理
- ⑤周辺の駐車車両の監視
- ⑥鍵の受渡し、保管及び記録
- ⑦会議室等利用終了時の点検及び施錠確認
- ⑧職員退館時の事務所の点検及び施錠
- ⑨施設出入口の開錠・施錠

(3) 巡回業務

- ①館内巡回、敷地内巡回（適宜）
- ②火災、盗難の予防及び発見通報
- ③火気の点検、ガスの元栓等の点検
- ④非常口の指示標識等の不備発見
- ⑤消火器の位置及び防火扉の周辺監視
- ⑥避難誘導通路の障害物の排除
- ⑦自動火災報知設備の変形、損傷等の有無の確認
- ⑧その他警備・管理上必要な業務

(4) その他の付帯業務

- ①各階不用灯の消灯
- ②消防訓練等への参加
- ③その他警備上必要な業務

4. 緊急事態発生の処置

(1) 火災の場合

- ①防火管理組織に基づき通報を行ない、初期消火に努めるものとする。
- ②119番通報、避難誘導、救急活動を行なうものとする。
- ③消防車到着後は、付近の警戒を行なうものとする。

(2) 犯罪の場合

- ①事実確認の上、110番及び関係者に速やかに通報するものとする。
- ②各関係機関到着まで現場保存に努めるものとする。

(3) その他非常事態

上記以外の緊急事態が発生した場合には、所管の担当職員が到着するまでの間、臨機応変に対応するものとする。

5. 報告事項

- (1) 巡回報告書（警備日誌）
- (2) 勤務シフト表
- (3) 拾得物、夜間郵便物等の保管及び報告
- (4) 事故等発生時の報告
- (5) その他報告すべきこと

6. 夜間警備について

- ・ 22時00分まで 文化会館における夜間貸館管理業務のため、警備員の配置を行う。
- ・ 22時00分以降 機械警備を行う。

G. 舞台機械操作保守点検管理業務仕様書（文化会館）

本仕様書は、作業の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない事項であっても、業務遂行にあたって必要な事項は、委託者の指示により実施するものとする。

1. 業務の基本

- (1) 業務の性格上、本業務の従事者は熟練な者を選定し、慎重に業務を行なわせること。
- (2) 市所有の備品・器具等の取扱は、破損、汚損等がないよう善良なる管理者としての注意をはらい、その保安全管理に努めること。
尚、不注意等によって器具等を破損、棄損した場合は、受託者が原形に復旧すること。
- (3) 諸設備に重要な修理等を要すると認めた場合は、速やかに意見を述べ、委託者の指示を受けること。
- (4) 受託者は、業務上文化会館に機械器具及び物品を持込む場合は、委託者に届け出て、その承認を得ること。
- (5) 機械器具の保守点検に必要な工具類は、受託者の負担とする。
- (6) 諸業務の実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項が発生した場合は、委託者と受託者は協議の上決定する。

2. 業務内容

以下の設備について、点検を行うこととする。

- (1) 吊物設備点検 3回／年
- (2) 照明設備点検 1回／年
- (3) 音響設備点検 2回／年
- (4) 残響可変設備点検 2回／年
- (5) ピアノ保守点検 1回／年

3. 舞台設備一覧及び点検項目

(A) 舞台吊物設備	細 分		数量	点検項目	
	1	プロセニウムライトバトン	電動昇降ドラム巻取り式	1 台	①吊物装置のマシンの動作・停止 の点検
	2	絞り緞帳	電動昇降ドラム巻き取り式	1 台	
	3	暗転幕	手動昇降 C/W バランス式	1 台	②吊物装置のワイヤーロープの 点検及びクリップ締め点検
	4	ボーダーライト 1	手動昇降 C/W バランス式	1 台	
	5	袖幕 1	手動昇降開閉 C/W バランス式	1 台	③吊物装置の滑車の損傷の点検
	6	バトン	手動昇降 C/W バランス式	8 台	
	7	天井反射版 1 前吊	電動昇降トラクション式	1 台	④吊バトン等の鋼管の点検
	8	サスペンションライト	手動昇降 C/W バランス式	3 台	
	9	カスミ幕	手動昇降 C/W バランス式	3 台	⑤吊レベルの点検調整
	1 0	中割幕	手動昇降開閉 C/W バランス式	3 台	
	1 1	映写スクリーン	電動昇降トラクション式	1 台	⑥各操作盤の接点、緩み、絶縁の 点検
	1 2	天井反射板 1	電動昇降トラクション式	1 台	
	1 3	天井反射板 1 前吊	電動昇降トラクション式	1 台	
	1 4	天井反射板 2	電動昇降トラクション式	1 台	

1 5	天井反射板 2 前吊	電動昇降トラクション式	1 台	⑧上記各項の小修理、必要個所への注油、清掃等
1 6	正面反射板	電動昇降トラクション式	1 台	
1 7	アッパー Horizont ライト	手動昇降 C/W バランス式	1 台	
1 8	バック幕	手動昇降開閉 C/W バランス式	1 台	
1 9	Horizont 幕	手動昇降 C/W バランス式	1 台	
2 0	側面反射板 1 上手・下手	電動昇降ドラム巻き取り式	2 台	
2 1	側面反射板 2 上手・下手	電動昇降ドラム巻き取り式	2 台	
2 2	制御盤		1 式	
2 3	操作盤		1 面	
2 4	映写室操作盤		1 面	

(B) 舞台照明設備	細 分	数量	点検項目
	1 フットライト	1 列	①調光器盤等の絶縁測定 ②調光操作卓の調光特性測定及び点検調整 ③各照明器具の点検及び調整、清掃 ④ケーブル類の点検
	2 ロアー Horizont ライト	7 台	
	3 コンセント類	1 式	
	4 ボーダーライト	2 列	
	5 サスペンションフライダクト	3 列	
	6 アッパー Horizont フライダクト	1 列	
	7 客席サスペンションフライダクト	1 列	
	8 スポットライト類	1 式	
	9 センターピンスポットライト	1 台	
	1 0 接続端子箱	1 式	
	1 1 ボーダーケーブル	1 式	
	1 2 ケーブルリール	2 台	
	1 3 主幹盤	1 面	
	1 4 調光器盤	1 式	
	1 5 調光操作卓	1 台	
	1 6 負荷ダクト盤	1 面	
	1 7 舞台袖操作パネル	1 面	
	1 8 映写室操作パネル	1 面	

	細 分	数量	
(C) 舞 台 音 響 設 備	1 音声調整卓	1 式	①音声調整卓及び増幅器の周波数特性、利得特性歪率、即手並びに点検調整 ②レコードプレーヤー、テープレコーダー、ワイヤレスマイク装置の等の点検及び調整 ③入力ジャック盤、マイク及びスピーカー系の配線点検 ④マイクロフォン、スピーカー、その他付属機器の点検及び調整
	2 A) 効果機器架	1 式	
	B) 入力コネクター架	1 架	
	3 電力増幅架	1 式	
	4 テープレコーダー卓、レコード、CD 卓	1 式	
	5 出力監視メーター盤	1 式	
	6 スピーカー類	1 式	
	7 コンセント盤	1 式	
	8 マイクプレート	1 式	
	9 フロアコンセント	1 式	
	10 マイク・コード類	1 式	
	11 舞台袖操作卓	1 式	
	12 ITV 架	1 式	
	13 ITV カメラ	1 式	
	14 カラーモニターテレビ	1 式	
(D) 舞 台 残 響 可 変 設 備	1 残響可変側面 1 上手・下手	2 式	①残響可変装置のマシンの動作停止の点検 ②残響可変装置の鉄骨フレームの点検 ③残響可変板のレベルの点検調整 ④各操作盤の接点、緩み、絶縁の点検 ⑤各制御盤のブレーカー、リレーの動作及び緩み、絶縁の点検 ⑥上記各項の小修理、必要個所への注油等
	2 残響可変側面 2 上手・下手	2 式	
	3 残響可変天井 1 上手・下手	2 式	
	4 残響可変天井 1 中央	1 式	
	5 残響可変天井 2 上手・下手	2 式	
	6 残響可変天井 2 中央	1 式	
	7 制御盤	1 式	
	8 操作盤	1 式	
E 映 写 設 備	1 16 ミリ 2KW クセノン映写機	1 台	①トーキー光源関係の点検調整 ②駆動機構装置の点検調整 ③総合動作試験
	2 スライド映写機	1 台	
他	ピアノ (スタインウェイ)	1 台	調律・調整・整音等